

横須賀商工会議所会報紙「News&Report 商工よこすか」同封広告に関する利用規程

(目的)

第1条 横須賀商工会議所広報紙「News&Report 商工よこすか」同封広告は、横須賀商工会議所（以下「当所」という。）の会員企業及び管内企業等の発展に資することを目的としています。

(利用の制限)

第2条 同封広告は、横須賀商工会議所広報紙「News&Report 商工よこすか」（以下「広報紙」という。）に、企業の経営活動に資する情報等を掲載するものであり、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 関係法規に違反しないこと。
- (3) 誤解を与える恐れがないこと。
- (4) その他、本広告掲載利用上不適当と認められること。

※1回の同封広告は合計5枚までとします。

(利用の停止)

第4条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、同封広告は履行しません。

(責任の帰属)

第5条 同封広告に関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応することとします。また、同封広告により生じた取引上のトラブル等について当所は一切の責任を負わないこととします。

(利用料金)

第6条 同封広告の利用料金は、下記の定めのとおりとします。

同封広告(A4版 1枚)	掲載料(1回毎)	60,000円(税別)
--------------	----------	-------------

(利用料の納入)

第7条 同封広告を同封した広報紙発行後、当所が送付する請求書に従い速やかに納入ください。また、原則として、途中で契約を破棄することはできません。

(申込み手続き)

第8条 同封広告を希望する者は、所定の申込書及び次に掲げる書類等を発行月の前月15日までに当所に提出することとします。

- ・同封広告の原案、またはその内容がわかるもの及び折込物のサンプル。

(同封広告チラシの納品)

第9条 同封広告チラシは、当所が指定する部数を各自用意し、発行月の前月25日までに当所に納品ください。残部が発生した場合は原則として返却しません。なお、同封可能なチラシの大きさは、原則として、B5版、A4版のチラシとし、1社1枚で1回の同封チラシは合計5枚までとする。